

2019年 8月

お客様各位

中央労働金庫

令和元年8月の前線に伴う大雨による災害により 被災された方への預金等のお取引・特別融資のお知らせ

令和元年8月の前線に伴う大雨による災害により被害を受けられた皆様に対しまして、衷心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

当金庫では、この度被害を受けられたお客様の「預金等のお取引」ならびに「緊急特別融資制度」を以下のとおり実施することと致しましたので、ご案内申し上げます。

1. 預金等のお取引

通帳、預金証書、カード、マイプランカード、お届印およびご本人様であることを確認できる書類を持参できない場合でも、労働金庫所定の申告書をご提出いただくことにより、預金残高の範囲内で現金10万円を上限にお支払いたします。

また、定期性預金の支払については満期日前の支払についてもご相談を承ります。詳細については、<中央ろうきん>営業店へお尋ねください。

2. 災害救援ローン

	概要
貸出対象者	「災害救助法適用の災害により被災された方」のうち、当金庫の取引資格を満たす方
ご利用限度額	1,000万円以内
ご融資期間	生活資金：最長10年 住宅資金：最長20年
資金使途	本人または三親等以内の親族の災害復旧等に要する生活資金全般
金利タイプ・利率	固定金利型 年1.0%
保証	(1) 保証機関：一般社団法人 日本労働者信用基金協会 (2) 保証料は当金庫が負担します。
担保	不要
取扱期間	2020年3月31日申込受付分まで。

3. 災害救援住宅ローン

概要	
貸出対象者	「災害救助法適用の災害により被災された方」のうち、当金庫の取引資格を満たす方
ご利用限度額	1億円以内
ご融資期間	最長35年
資金使途	本人および三親等以内の親族の災害復旧に要する住宅関連資金等
金利引下げ幅	ろうきん住宅ローン標準金利より 変動金利型 最大引下げ幅 年▲1.875% その他特約型 最大引下げ幅 年▲1.550% ※全期間引下げ型のみの取扱いとなります。
不動産取扱手数料	不要
保証	保証機関：一般社団法人 日本労働者信用基金協会 ※保証料は別途、お客様負担となります。
担保	ご融資対象物件に第一順位の抵当権を設定させていただきます。
取扱期間	2020年3月31日申込受付分まで。

4. 特別引下げ制度概要（災害救援住宅ローン）

	引下げ条件	全期間引下げ型	
		変動金利	固定特約3・5・10・20年 上限特約10年
特別引下げ	個人引下げ項目の条件充足不要		
	「災害救援ローン制度 利用申告書」の提出 ※公的な罹災証明書の 提出は不要	▲1.875%	▲1.550%

団体会員とは中央労働金庫に出資のある、以下の団体をいいます。

①労働組合 ②国家公務員・地方公務員等の団体 ③勤労者のための福利共済活動を目的とする団体で一定の条件を満たすもの。なお、対象とならない場合もございます。

※実際のご融資金利は、お申込み時点の金利ではなく、お借入れ時点の金利が適用となります。

※団体会員の構成員以外の方は、ご利用にあたって中央ろうきん友の会に入会すること、または当金庫の個人会員（最低出資金1,000円が必要）となる必要がある場合があります。

※当金庫の他のローンのお借換えにはご利用いただけません。

※審査の結果、ローン利用のご希望にそえない場合があります。

※詳しくは、〈中央ろうきん〉営業店までお問い合わせください。

以上